

政令第三百二十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)並びに第七十二条の八十の二第六項並びに附則第三条の二の三第一項及び第二項並びに第八条の三の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三を第十条の七とし、第十条の二を第十条の六とし、第十条の次に次の四条を加える。

（払込資本の額）

第十条の二 法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

（相互会社に準ずるもの）

第十条の三 法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定めるものは、保険業法第二条第十項に

規定する外国相互会社とする。

(法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)の政令で定める場合)

第十条の四 法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)の公布の日以後に、同号ロ(1)の当該法人(以下この項において「当該法人」という。)と同号ロ(1)の当該特定法人(以下この項において「当該特定法人」という。)との間に完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人(法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する特定法人をいう。以下この条において同じ。)が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとするとき(当該法人と当該特定法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる場合を除く。)がある場合を除く。)とする。

2 法第七十二条の二第一項第一号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、地方税法等の一部を改正する法律

(令和六年法律第四号)の公布の日以後に、同号ロ(2)の当該特定親法人(以下この項において「当該特定親法人」という。)又は当該事業年度において同号ロ(2)の当該法人(以下この項及び次項において「当該法人」という。)-との間に完全支配関係がある全ての特定法人(当該法人の発行済株式等(法人税法施行令第四条の二第二項に規定する発行済株式等をいう。次項において同じ。)-を保有するものに限る。)-と当該法人との間に完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-が有するもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-とみなした場合において当該いずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-と当該法人との間に当該いずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-による完全支配関係があることとなる(当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-と当該法人との間に当該いずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-が有するものとみなした場合において当該いずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-と当該法人との間に当該いずれか一のもの(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-による完全支配関係があることとなる(以下この項において「当該株式及び出資」という。)-とすることを除く。)-とする。

3 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度において当該法人との間に完全支配関係がある特定法人が一又は二以上の法人の発行済株式等を保有するときに於ける当該一又は二以上の法人が他の法人の

発行済株式等を保有するときは、当該特定法人は当該他の法人の発行済株式等を保有するものとみなす。

(法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)の政令で定める額)

第十条の五 法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)に規定する払込資本の額のうち政令で定める額は、第十条の二に規定する総務省令で定める金額とする。

第三十五条の七の三の見出し中「分割」を「分割等」に改め、同条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「法人課税信託」の下に「又は公益信託」を加え、「又は受益者」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第七十二条の八十の二第一項の規定の適用を受けた公益信託（法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）に対する法第九条の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「事由」とあるのは、「事由又は公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由」とする。

第六十一条中「第八条の五」を「第八条の四」に、「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

附則第三条の二の三第一項中「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改め、同条第二項中「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に、「公益法人等に」を「公益法人等（同条第三項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者）に」に、「の住所」を「（個人を除く。）の住所」に、「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に改める。

附則第六条中「附則第八条の三の三第一項」を「附則第八条の三の三」に改め、「第七十二条の二第一項第一号ロ」の下に「（1）及び（2）を除く。」を加え、同条を附則第五条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（対象法人等に該当するものであることを証する書類）

第六条 法附則第八条の三の四第一項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十

九の規定による申告書に当該法人が法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として総務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の書類の添付のない法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、法附則第八条の三の四第一項の規定を適用することができる。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十五条の七の三及び第六十一条の改正規定並びに附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分に限る。） 公益信託

に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

二 附則第三条の二の三第一項の改正規定（「附則第三条の二の四第一項」を「附則第三条の二の三第一項」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「附則第三条の二の四第二項」を「附則第三条の二の三第二項」に改める部分を除く。） 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人に関する細目を定める等の必要があるからである。